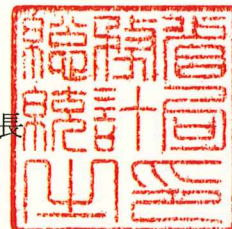


総 統 経 セ 第 90 号
20251201統 局 第 1 号
令 和 7 年 12 月 10 日

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

総 務 省 統 計 局 長



経済産業省大臣官房調査統計グループ長



令和8年経済センサス - 活動調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省及び経済産業省では、令和8年6月に、全ての事業所・企業を対象とした令和8年経済センサス - 活動調査（以下「本調査」という。）を実施いたします。

本調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として5年に一度実施しています。

つきましては、本調査のより円滑な実施に向け、その趣旨や必要性など、別紙の内容について貴団体に属する企業等の皆様へ広く御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査は、企業だけでなく全ての団体の皆様も対象となりますので、令和8年4月頃に調査票が配布されましたら御回答をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

「令和8年経済センサス - 活動調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省・経済産業省

2025年12月

「令和8年経済センサス - 活動調査」の実施に先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査について御周知いただきたく、以下の事項をお願いする次第です。

- ・ 貴団体のホームページへの掲載
- ・ 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- ・ 総会などで、「令和8年経済センサス - 活動調査」が実施される旨の案内 など

※ 各種広報用素材を用意しております。掲載いただける場合、別添の「広報用素材について」に記載しているサイトからダウンロードすることができます。

また、数に限りはございますが、ポスターやリーフレットの送付も可能です。

＜経済センサス-活動調査とは＞

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした5年ごとに実施する統計調査です。

政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施します。

詳しくは、同封のリーフレット及び経済センサス-活動調査キャンペーンサイトを御高覧ください。

経済センサス-活動調査キャンペーンサイト

<https://www.e-census2026.go.jp>

※ 本調査実施に伴い、一部企業に対し、毎年実施している「経済構造実態調査」は行いません。

経済センサス - 活動調査について不明な点がございましたら、下記連絡先まで御連絡ください。何とぞよろしくお願いいたします。

＜本調査連絡先＞

総務省統計局経済統計課経済センサス室
メールアドレス：e-katsudou@soumu.go.jp
電話番号：03-5273-1388

＜広報用素材ダウンロードサイト関係連絡先＞

令和8年経済センサス-活動調査広報依頼事務局
メールアドレス：census_pr_r7@pacific-sur.jp
電話番号：050-5799-9660
※本サイトは総務省から委託を受けたパシフィックコンサルティング（株）が運営しております。

広報用素材のご案内

- 貴団体のホームページや機関誌（紙媒体）において、「経済センサス-活動調査」に関する記事やバナー等の掲載にご協力いただける場合は、以下をご参考のうえ、ご活用いただけますと幸いです。
- 電子ファイルが必要な場合は、下記のダウンロードサイトより取得をお願いいたします。

経済センサス-活動調査 広報用素材ダウンロードサイト

<https://e-census2026-promotion.jp>



アクセスには ID とパスワードが必要です。下記を入力してアクセスしてください。

ID : e-census2026

パスワード : E-Census2026

1 ポスター（電子ファイルあり）

ポスターは、貴団体にて、ご掲載いただくことを目的とした素材です。

また、配布などにご協力いただける場合は電子ファイルもご用意しています。

➤ ポスター

下記規格のポスター画像（カラー・モノクロ）を縦・横の2種類を掲載

A4～A8

＜ポスター素材イメージ＞



全国すべての
事業所・企業が
対象です。



経済センサス 活動調査



調査へのご協力・ご回答よろしくお願いします。

経済センサス・活動調査は、全産業分野の売上（収入）や費用などを網羅的に把握し、我が国の経済構造の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種施策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。



インターネット回答がおすすめです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

経済センサス-活動調査

調査はどのように行われるの？

いつ調査するの？

調査期日

令和8年6月1日現在で行います。

どんなことを調査するの？

従業者数、事業の内容、売上金額、費用項目、事業別売上金額、本所・支所の別、など

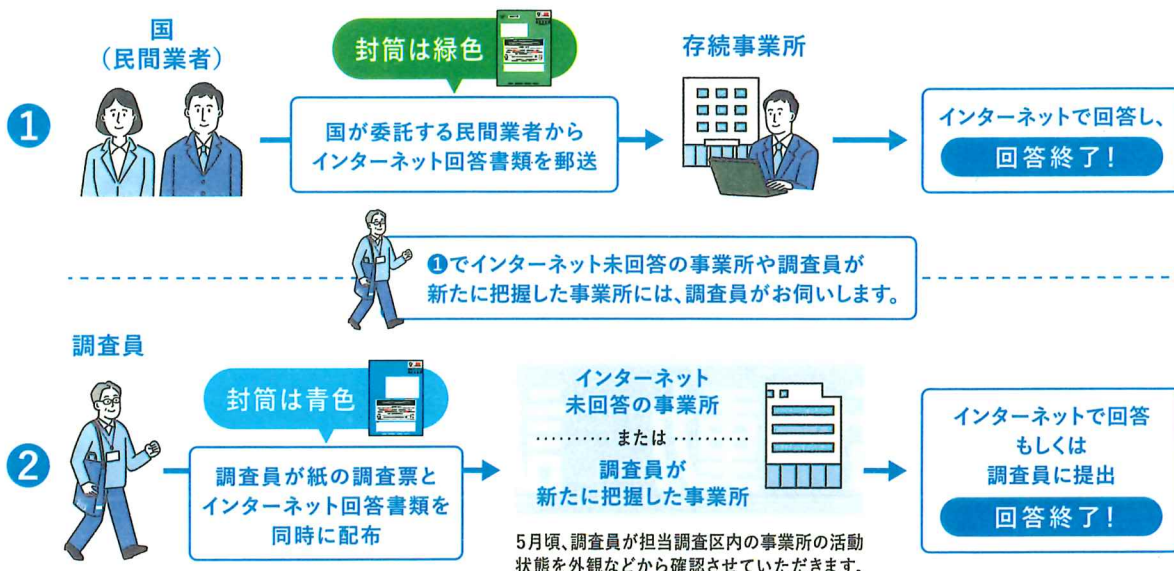
どのように回答すればいいの？

企業の規模等によって、調査方法が異なります。

① 調査員調査 対象：支所等を有さない比較的小規模な事業所、個人経営の事業所など

令和8年4月にインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

インターネット未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、調査員が紙の調査票を配布します。記入した紙の調査票は調査員が回収します。



② 直轄調査 対象：支所等を有する企業の本社

インターネットでの回答を基本とし、令和8年5月頃に国(民間調査会社)からインターネット回答用の書類が郵送されます。インターネットでご回答ください。

※本調査実施のため毎年実施している「経済構造実態調査」は行いません。

調査の対象は？

全国すべての事業所・企業が対象となります。

事業所とは？

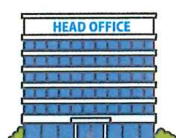
この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

- ① 単一の経営主体のもと（グループ企業は含めません）で、
- ② 一定の場所（一区画）を占めて、
- ③ 従業者と設備を有し、
- ④ 継続的に行われているもの をいいます。

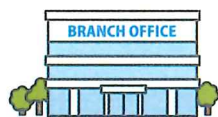
同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。
管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

「事業所」の例

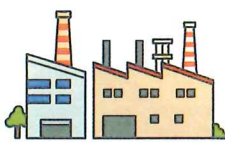
従業者と設備を有し、一定の場所（一区画）を占めて経済活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても事業所に含めます。



本所・本社・本店



支所・支社・支店・営業所



工場



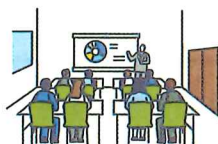
従業員のいる倉庫



幼稚園・学校



配送センター



社員研修センター



車両整備所



資料館



病院

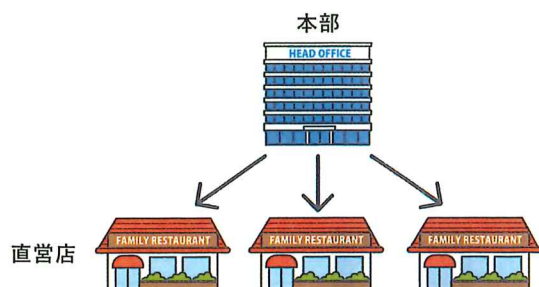
チェーンなどの店舗について



同一経営主体となる例

（本所・支所の関係です）

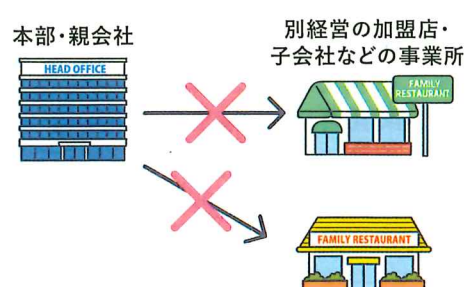
- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主（企業）が経営するすべての店舗



同一経営主体とならない例

（本所・支所の関係ではありません）

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店（別経営）
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

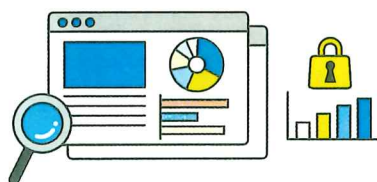


調査結果は何に活用されるの？

調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、
民間企業における経営計画の策定など、
社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

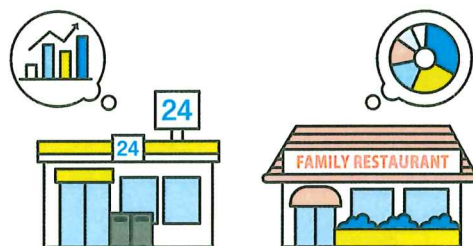
各種施策等に基づく利用や GDP統計の算出など

- ・地方交付税の算出
- ・人口減少問題対策における基礎資料
- ・鉄道等交通インフラ整備の基礎資料
- ・GDP統計の算出



新規店舗の出店計画に

- ・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、
新規店舗の出店計画のための基礎資料



経営支援制度や各種補助金の 検討材料として

- ・物価高騰対策の各種支援制度の策定に利用
- ・小規模事業の支援に係る補助金交付の
基礎資料



防災対策やまちづくりの計画に

- ・地域防災計画策定のための基礎資料
- ・まちづくりプランの防災指針策定に
当たっての災害リスク分析に利用
- ・商店街等の活性化の目標値及び実績数値



経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく、基幹統計調査です。
基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。

調査に従事する調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員で『経済センサス-活動調査 調査員証』を
携帯しています。不審に思った際は、回答しないで最寄りの市区町村にお知らせください。

経済センサス2026

検索

<https://www.e-census2026.go.jp/>